

第4章 施策の展開

1. 子ども・子育て支援新制度事業の推進

1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

人口推計や施設の利用状況、ニーズ調査などから、今後、子ども数は現状の横ばいから減少傾向であり、大規模な宅地開発等の計画による人口増加や保護者ニーズの大きな変化は考えにくい状況です。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もあり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域の1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域の1区域とします。

2) 児童人口の推計

平成27年～31年までの5年間の人口推計では、0～5歳児、6～11歳児ともに減少傾向での推計結果となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	250	247	246	246	245
1歳児	262	258	257	257	256
2歳児	274	270	269	269	268
3歳児	263	261	261	261	259
4歳児	254	253	253	253	251
5歳児	268	262	257	252	246
0～5歳合計	1,571	1,551	1,543	1,538	1,525

6歳児(小1)	239	233	228	224	220
7歳児(小2)	289	284	278	273	267
8歳児(小3)	285	278	272	267	261
9歳児(小4)	282	275	269	264	259
10歳児(小5)	318	312	303	296	287
11歳児(小6)	279	273	266	259	251
6～11歳合計	1,692	1,655	1,616	1,583	1,545

※国勢調査結果を基にしたコーホート法による推計

3) 教育・保育認定について

子ども・子育て支援新制度では、就学前児童の教育・保育を保証するため、「給付制度」が導入されます。給付対象施設（保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設等）を利用する場合、教育・保育施設利用者に必要な経費の一部が給付費として支給されることになりました。

給付費支給を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

◇1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で、教育を希望される場合。（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

◇2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。

（主な利用先は保育園・認定こども園）

◇3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園・特定地域型保育事業等）

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

◇「保育標準時間」利用

主に保護者（両親等）が月120時間以上のフルタイム勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間で、原則は8時間。

◇「保育短時間」利用

主に保護者（両親等）のいずれかが月48時間以上のパートタイム勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。

4) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体化させた施設であり、保護者の就労状況に関わらずに入園することもできます。保護者の就労状況が変化しても、通い慣れた園を継続的に利用でき、保護者のニーズに応えられる施設形態として期待されています。今後も認定こども園の普及を適切に図っていきます。

中央市内には、幼保連携型の認定こども園が「みかさこども園」と「認定こども園わかば」（いずれも平成27年4月からの予定名称）の2か所あります。

5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

①平成26年度の見込み

1号認定250人、2号認定509人。

②量の見込みと確保方策

従来、1号認定の児童が保護者の就労状況に応じて、2号認定への移行が増えていくことが見込まれます。また、27年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、認定を受ける児童数も減少が見込まれます。

平成27年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	130	630	760	760	130	630

平成28年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	125	625	750	750	125	625

平成29年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	125	625	750	750	125	625

平成30年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	120	620	740	740	120	620

平成31年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	115	615	730	730	115	615

(2) 3号認定

①平成26年度の見込み

0歳児が51人、1・2歳児259人。

②量の見込みと確保方策

5年間は、横ばいの認定児童数が見込まれます。

平成27年度	0歳児				1・2歳児			
	量の 見込み	確保方策			量の 見込み	確保方策		
			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成28年度	0歳児				1・2歳児			
	量の 見込み	確保方策			量の 見込み	確保方策		
			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成29年度	0歳児				1・2歳児			
	量の 見込み	確保方策			量の 見込み	確保方策		
			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成30年度	0歳児				1・2歳児			
	量の 見込み	確保方策			量の 見込み	確保方策		
			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成31年度	0歳児				1・2歳児			
	量の 見込み	確保方策			量の 見込み	確保方策		
			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等			特定教育・ 保育施設	地域型 保育等
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	2	

6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降について、当事業についての実施は見込まず、従来どおりに担当課の窓口により、相談・助言等を実施します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、まみい保育園内の「ちゃいるど広場」と、いちやまマート玉穂店内の「まちかど広場」の 2 か所で実施しています。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、さらに 1 か所の拠点を増設して、ニーズに対応します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
人日	か所	人日	か所	人日	か所	人日	か所	人日	か所
5,400	3	5,400	3	5,400	3	5,400	3	5,400	3

(3) 妊婦健診

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

のべ約 3,400 人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、利用者数も減少が見込まれます。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
人 3,400	医療機関	人 3,300	医療機関	人 3,200	医療機関	人 3,100	医療機関	人 3,000	医療機関

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

約 200 人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、利用者数も減少が見込まれます。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関
人 200	市	人 195	市	人 190	市	人 185	市	人 180	市

(5) 養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

②平成26年度の見込み

約20人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

様々な社会的要因などにより、養育に関する指導対象事例の増加が見込まれます。

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関	量の見込み	実施機関
人 20	市	人 22	市	人 24	市	人 26	市	人 28	市

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

①事業の概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

②平成26年度の見込み

中央市では、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

③量の見込みと確保方策

平成27年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。

(7) 子育て短期支援事業

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設において一定期間、養護・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

②平成 26 年度の見込み

ショートステイ事業として、5 人ほどが見込まれております。平成 27 年度以降について、ショートステイ事業は、事業を継続し、トワイライトステイ事業については、必要に応じて検討していきます。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降ものべ 5 人程度の利用を見込んでいます。

○ショートステイ事業

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1

○トワイライトステイ事業

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

利用者として、就学前児童がのべ約 100 人、就学児童がのべ約 280 人の見込みです。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も就学前が 120 人、就学児が 300 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策
就学前	就学児		就学前	就学児		就学前	就学児	
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
120	300	420	120	300	420	120	300	420

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策
就学前	就学児		就学前	就学児	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
120	300	420	120	300	420

(9) 一時預かり事業

①事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

②平成26年度の見込み

公立保育園3園、田富みかさ幼稚園、わかば幼稚園で実施しており、全体的に延べ約13,800人の利用者を見込んでいます。

③量の見込みと確保方策

認定子ども園での幼稚園型の一時預かりや保育園での預かり保育を実施します。平成27年度以降も全体的に約13,800人ほどの利用を見込んでいます。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

平成27年度			平成28年度			平成29年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2

平成30年度			平成31年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2

○保育園における一時預かり

平成27年度			平成28年度			平成29年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3

平成30年度			平成31年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3

(10) 延長保育事業

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、公立保育園 6 園、まみい保育園、みかさ保育園、わかばナーサリーで実施し、実人数として約 230 人を見込んでいます。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も全体的に 230 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	利用人数	施設数		利用人数	施設数		利用人数	施設数
人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	利用人数	施設数		利用人数	施設数
人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9

(11) 病児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、まみい保育園で園児の病児保育（体調不良児対応型）を実施しています。また、中央市ファミリー・サポート・センターにおいても、年間として2人とごくわずかであるが病後児の利用が見込まれています。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も全体的にのべ 82 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度					平成 28 年度				
量の 見込み	確保方策				量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業		ファミリー ・サポート ・センター	延べ人数		病児保育事業		ファミリー ・サポート ・センター	延べ人数
	施設数	か所				施設数	か所		
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2	人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

平成 29 年度					平成 30 年度				
量の 見込み	確保方策				量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業		ファミリー ・サポート ・センター	延べ人数		病児保育事業		ファミリー ・サポート ・センター	延べ人数
	施設数	か所				施設数	か所		
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2	人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

平成 31 年度				
量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業		ファミリー ・サポート ・センター	延べ人数
	施設数	か所		
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、市内 8 か所で事業を実施し、主に小学 1～3 年生を受け入れの対象としています。施設の登録人数は 336 人です。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度から、これまで児童館施設で受け入れをしていなかった小学 4～6 年生について、利用対象の幅を広げます。登録人数をその分増やして、381 人とします。

平成 27 年度					平成 28 年度				
量の見込み			確保方策		量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数		小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所	人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8	381	315	66	381	8

平成 29 年度					平成 30 年度				
量の見込み			確保方策		量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数		小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所	人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8	381	315	66	381	8

平成 31 年度				
量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8

(13) 実費徴収に係る細く給付を行う事業

①事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降については、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降については、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策	量の 見込み	確保方策
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 分野別の施策・事業の取り組み

1) 保育環境の整備による子育て支援の充実

(1) すべての子育て家庭に対する支援の充実

[現状と課題]

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。加えて、地域経済の状況や雇用環境の低迷もあり、子育て世代の経済的な負担感や不安も多くなっています。行政や各種団体など関係機関との連携により地域での子育て支援体制を整備するとともに各種制度を利用した経済的な支援を充実する必要があります。

また、小学生を持つ家庭では、児童館などを利用した「放課後児童クラブ」へのニーズが高まっています。国でも小学校高学年の受け入れ体制の整備を施策に掲げているため、ニーズに応じて受け入れの検討を進める必要があります。

加えて、ひとり親世帯、障がい児のいる家庭、外国人家庭など、支援と配慮が必要な家庭への対応を充実する必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・認定こども園といった特定教育・保育施設など関係機関連携し、地域一体となった子育て支援体制を整備します。
- 子育て家庭に対し、各種手当制度の活用により、経済的支援を充実します。
- 支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、ひとり親家庭や障がい児家庭への医療費助成事業など各種支援施策を充実します。

[主な施策・事業]

	所管	施策・事業の概要
子育てサークルへの支援の充実	子育て支援課	現在のサークルが継続できるよう支援し、サークル数の把握に努めます。
地域子育て支援センターの充実	子育て支援課	みかさ認定こども園、わかば認定こども園、ファミリーサポートセンターにある地域子育て支援センターを充実します。

保育園・認定こども園における相談機能の充実	子育て支援課	各園において随時相談を受け付けます。
保育園・認定こども園・学校・行政などにおける子育て支援情報の充実	子育て支援課他	広報・ホームページなどを通じて情報提供を充実します。
「遊び、学ぶ、子育て教室」開催事業	子育て支援課	未就園児（0歳～3歳）の親子を対象に、リズム・リズム運動・親子たいそうなどの教室を開催します。
放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課	放課後児童クラブ事業（学童保育）として子育てをしながら仕事ができるよう保護者が就労のため放課後（昼間）家庭にいない小学生（登録制）の児童の健全育成と家庭養育の指導を行います。
放課後子ども教室事業の充実	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと連携して地域住民等との参画を得ながら、学習や体験・交流活動を実施します。
児童館の充実	子育て支援課	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、伝統行事の伝承や乳幼児親子を対象とした広場、地域の高齢者を対象の広場等の行事を開催し、児童が地域住民と交流し様々な体験をする機会を充実します。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援することを目的に、0歳～中学生までの子どもを養育する保護者等に児童手当を支給します。
児童扶養手当給付事業	子育て支援課	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入進学支度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給します。
障がい児福祉手当給付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	福祉課	精神（知的）または、身体に障がいのある児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を図ります。

心身障がい児福祉 手当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障がい児福祉手当を受給していない心身に障がいをもつ児に対し、手当を支給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障がい児 医療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減を図ります。
ホームヘルプ事業、 デイサービス事業、 短期入所事業	福祉課	18歳未満の障がい児に対して、自宅で入浴・食事・排泄の介助のホームヘルプ事業を実施します。
		18歳未満の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導・適応訓練のデイサービス事業を実施します。
		18歳未満の障がい児のいる世帯で、自宅で介護を行う人が、病気のときなど施設へ短期間入所する短期入所事業を実施します。
ひとり親家庭医療 費等助成事業	子育て 支援課	ひとり親家庭の親と児童、または父母のない児童が病気やけがで通院・入院した場合、本人が負担した費用を県と市で助成します。
母子相談員や関係 機関と連携を強化、 ひとり親家庭の相 談事業	子育て 支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子・父子・寡婦福 祉資金貸付利子補 給事業	子育て 支援課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福祉の増進を図ります。
高等職業訓練促進 給付金支給事業	子育て 支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の際に有利で、かつ、生活の安定に資する当該資格の取得の促進、また、生活の負担の軽減を図ることを目的とし、受講期間の一定期間について、給付金を支給します。
自立支援教育訓練 給付金事業	子育て 支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一部を給付金として支給します。

(2) 多様な保育ニーズに対応したサービスの充実

[現状と課題]

本市では、保育園・認定こども園定員の拡充や預かり時間の延長対応、施設の整備など保育サービスの充実に努めています。また、27年度からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関わる基準が条例に基づき推進される事になり、適切な施設整備、運営体制の構築が期待されます。

しかし、保護者の就労形態や勤務地、就労時間などがより多様化する事も予想されるとともに子育てに対する保護者の考え方の多様化などにより、様々な保育ニーズへの対応が求められる事が予想されます。

市内の保育園では、保育士など専門職の適正な職員確保と資質向上に努め、保育サービスの質の向上を推進しています。今後も研修体制の充実に努め、質の高い保育サービスの提供に役立てていく必要があります。

一方、施設利用だけでは補完できない保育については、ファミリー・サポート・センターなど地域住民の協力のもと、地域全体での子育て支援の充実に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- 保育園職員を適正に確保し、保育サービスの質の向上を推進します。
- 広域連携による保育ニーズへの対応やファミリー・サポート・センターなどによる地域住民の子育て支援など、連携と協力による保育体制づくりに努めます。
- 子育てに対するストレスを解消するため、一時保育の実施やつどいの広場の充実などにより、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談体制を整備します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
通常保育事業	子育て支援課	保護者の就労等により、保育の必要な子どもを預かり保育します。
未満児保育の定員の拡充	子育て支援課	3歳未満児の保育定員枠の拡大を図ります。
延長保育の充実	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応した、延長保育を実施します。

認定こども園の預かり保育の実施	子育て支援課	認定こども園で幼稚園型の一時預かり保育を実施します。また、夏期や冬期の長期休業日の預かり保育を実施します。
一時保育の実施	子育て支援課	満1歳から小学校就学前の保育園に通園していない児童を対象に一時保育に対応します。
病児・病後児保育事業(体調不良型)	子育て支援課	病児や病後児の保育を実施します。
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	子育て支援課	まちかど広場・ちゃいるど広場のように、保育施設や商業施設の空き店舗等を活用しながら、子育て家庭の保護者と子ども(概ね3歳未満の児童及び保護者)が気軽に集い、相互に交流を図るとともに、子育て等に関する相談や情報提供を推進します。
つどいの広場事業	子育て支援課	0歳から3歳までの未就園児と保護者が気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場所として、つどいの広場「笑」をファミリー・サポート・センター・アドバイザーや子育てサポーターなどの協力により開催・運営します。
障がい児保育の充実	子育て支援課	年々増加傾向にある入園ニーズに対応できるよう、障がい児保育について検討します。
ファミリー・サポート・センター運営事業	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうで、子どもの預かり等の援助を希望する人(=依頼会員)と援助することを希望する人(=提供会員)の相互援助活動ニーズを結びつけます。また、会員組織を円滑に運営するためにアドバイザーを配置し、援助活動の調整・会員の募集・登録・管理、研修会・交流会の開催、関係機関との連携、広報紙の発行、子育ての情報提供などを充実します。
広域保育園入所事業の充実	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、市外の保育所等での広域保育の受託、委託の対応を実施します。
児童虐待防止について周知啓発	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域の組織・団体と連携して、虐待防止・予防や児相巡回相談等の啓発活動を推進します。

母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備	子育て支援課	家庭児童相談室を設置し、情報の収集や相談対応、関係機関との連携を推進します。
子育て支援短期入所事業	子育て支援課	就学前児童の保護者が、疾病、育児疲れ、看護、事故、冠婚葬祭などで、一時的に養育することが困難になった場合、乳児院にて、一時的に預かります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

[現状と課題]

女性の就労率の向上や社会参加の機会の増加により、従来の男性は外で仕事、女性は家事や子育てといった、男女の性の違いによる固定化された役割分担や考え方では、時代の要請に対応できなくなりました。また、地域経済の低迷や雇用環境の不安定な状況もあり、育児や介護などの家庭の事情があっても働かざるを得ない状況もあります。

一方、労働関係の法改正により、出産に関わる休業制度や育児の際の休業制度もありますが、職場の雰囲気などによって休業の断念や出産を機に退職となるケースもあります。事業所への働きかけをより一層充実させ、子育てに対し、理解と協力の啓発を推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

○職場慣行やその他の要因の是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進します。

○男女の固定的な役割を見直し、自分の意思で社会参画できる男女共同参画プランの着実な推進を図るなかで、男性と女性が相互に認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。

○男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図ります。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
男女共同参画プランの推進（職場）家族経営協定締結の促進	政策秘書課	自営で農業・商工業を営んでいる家庭で、家族経営協定の締結を促進します。
男女共同参画プランの推進（職場）モデル職場の選定	政策秘書課	男女共同参画の取り組みが進んでいる優良な職場を表彰し、広報などで市民に周知します。
男女共同参画プランの推進（家庭）講座・学習会の実施	政策秘書課	男性の家事参加を促進するため、男性のための料理教室等の学習会を開催します。

男女共同参画プランの推進（家庭）男女共同参画だよりによる啓発	政策秘書課	男女共同参画について広報への掲載による啓発活動を推進します。
男女共同参画プランの推進（家庭）モデル家庭の選定	政策秘書課	モデル家庭の認定により、家庭内の固定的性別役割分担の改善を促進します。
男女共同参画プランの推進（地域）自治会への啓発	政策秘書課	自治会の役員会等、地域行事に推進員が参画し、啓発活動を推進します。

2) 親子の健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや小児医療と相談体制の充実

[現状と課題]

少子化や核家族化、女性の社会進出など母子を取り巻く社会環境は変化しています。妊娠から出産、育児の期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことのできる体制づくりや小児科医療の充実が求められます。

妊婦や育児中の保護者に対し、健診の受診や母親学級などへの参加を呼びかけていますが、問題やリスクがあると思われる家庭で、受診率や参加率が低いことも予想され、今後も受診率や参加率を向上させる取り組みが求められます。

また、子育てのストレスや育児不安が高まると適切な育児ができず、児童虐待に繋がる可能性もあるため、様々な機会を通じた相談体制の充実が求められます。

[施策や事業の方向性]

○母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供、子ども医療費や不妊治療の助成を充実させます。

○健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、外国籍住民に対しては、外国語の間診票などを作成し、受診を呼びかけます。

○子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。

○子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
妊婦一般健康診査事業	健康推進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により実施するとともに県外医療機関（里帰り出産）については、償還払いを実施します。
乳児一般健康診査事業	健康推進課	市の集団健診の他、公費負担で1人2回までの医療機関においての乳児健康診査の受診を実施します。

乳幼児健康診査事業（4, 7, 12ヵ月児健康診）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに月に各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
幼児健康診査事業（1歳6ヵ月児健康診査）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに月に各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
幼児健康診査事業（3歳児健康診査）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに月に各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
小児の医療に関する普及・啓発	健康推進課	健診時での小児医療に関する案内パンフレットを配布します。
子ども医療費助成事業	子育て支援課	0歳児から小学校6年生までの医療費を助成します。
不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請時に1年以上中央市に住所を有する夫婦で、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された場合、1回の治療につき治療費の2分の1、上限10万円を限度に1年度あたり2回まで通算5年間助成します。
医療機関の事故防止（1歳6ヵ月健康診査）	健康推進課	乳児健診において、起こりうる事故をパンフレットで紹介し意識啓発に努めるとともに、乳幼児事故防止教室への参加を促進します。
医療機関の事故防止（3歳児健康診査）	健康推進課	乳児健診において、起こりうる事故をパンフレットで紹介し意識啓発に努めるとともに、乳幼児事故防止教室への参加を促進します。
予防接種率（麻疹）の向上	健康推進課	予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに重症化を未然に防ぐため、1期＝1歳から2歳・2期＝年長児に相当年齢の幼児の接種率向上を図ります。
BCGの接種率の向上	健康推進課	予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに、重症化を未然に防ぐため、生後1歳に達するまでの接種率向上を図ります。
妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、母親の心の健康状態を確認し、精神不健康群へカウンセリング支援をします。

電話による母子健康相談の充実	健康推進課	随時、不安や悩みを電話にて相談受け付けます。
母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	毎週月曜日に実施し、都合に応じて随時相談に応じます。
相談窓口の強化	健康推進課	健やか相談として、玉穂健康管理センターにて月2回栄養士・保健師による相談を実施します。
子供の発達相談事業	健康推進課	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配事などを心理士に相談できる機会を設定します。
新生児訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	健康推進課	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問し子どもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	妊婦を対象に離乳食教室の託児機会を利用し、実際の乳児を抱っこしたり、先輩ママからのアドバイスを受けられる、ふれあい体験を実施します。
愛育会組織による子育て支援	健康推進課	育児中の母親が社会参加、地域参加ができるよう、愛育会による子育て支援を充実します。
育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	離乳食の基本を学ぶとともに母親の交流を促進します。
子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	健診受診者や愛育会、乳幼児健診や育児学級にてパンフレット等を配布し事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	心肺蘇生法を学び緊急に対処できるようにします。
養育支援訪問事業	健康推進課	子育て不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

(2) 思春期保健対策の充実

[現状と課題]

思春期の子どもたちに、引きこもりや不登校、自殺など心の健康問題が近年課題になり、自己肯定感を持っていない子どもが増えているといわれています。子どもたちに、生命の大切さを知ってもらい、自身や他者を大切にする気持ちを育てる取り組みが求められます。

次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、親への感謝の気持ちや親になることの意味と責任について考える機会としています。加えて、予期せぬ妊娠の予防や子育ての大変さなどを理解してもらうとともに、性感染症の問題など、性に関する正しい知識を伝える必要があります。また、飲酒や喫煙、危険薬物などに関する教育の推進や啓発に努めなくてはなりません。

[施策や事業の方向性]

○次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、性に対する正しい理解を促します。

○喫煙や飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を推進します。

○思春期の心の問題を抱える児童のために、児童や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる相談を実施します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進	教育総務課 健康推進課	中学生が赤ちゃんやお母さんたちとふれあうことで、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、中学生自身も大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	教育総務課 (小学校・中学校)	心の教室相談員は、中学校への心の相談員の配置および、小学校、中学校へのスクールカウンセラーの配置による、教育相談の充実に努めます。

(3) 食育の推進

[現状と課題]

ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活が変化しています。不規則な食事や栄養バランスの偏りは、肥満や過度の痩身などに繋がり、生活習慣病など疾病の誘因となります。規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。

市では、「栄養・食育推進計画」に基づき、家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の啓発・推進に努めています。

食事は、必要な栄養をとるだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場でもあります。生活時間の多様化により、家族がバラバラでの家庭内の個食なども課題と考えられます。健康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

[施策や事業の方向性]

○食習慣の向上を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児を対象とする離乳食指導やおやつ指導、学校給食における地産地消を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
食育の推進	健康推進課	食育推進計画による子どもたちへの食育の推進を図るとともに、健やか相談に栄養士を配置します。
母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	母子手帳発行時および母親学級時にパンフレットを配布する他、母親学級では栄養士による講義等で妊婦の栄養指導を推進します。
乳児健診における離乳食指導	健康推進課	乳児健診において栄養士より離乳食指導を集団・個別で実施します。
幼児健診(1歳6ヵ月、3歳児健康診査)での食事・おやつ指導	健康推進課	健診において栄養士より離乳食指導を集団・個別で実施します。
学校給食における地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消の食育を推進し、学校給食たよりで保護者への広報・啓発に努めます。

3) 子どもの教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

[現状と課題]

少子化による生徒数の減少や家庭での躰や教育力の低下、教育基本法の改正と学習指導要領の改正による授業カリキュラムの変更など、教育をめぐる環境は大きく変化しています。学校には、学力や体力の向上とともに社会規範や道徳教育の推進、生活習慣づくり、児童・生徒の安全確保など多様な対応が求められています。

子どもたちが社会でたくましく生きていけるよう、適切な教育機会の提供を図るとともに自分の生き方にあった職業選択ができるよう、地域社会との連携による職業観の醸成に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

○子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、地域に根ざした学習や社会教育事業、職場体験などを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
地域に根ざした学習の推進	教育総務課 (小学校)	子どもの郷土意識を醸成するため、小学生に向けた社会科副読本を作成します。
職場体験学習	教育総務課 (中学校)	キャリア教育として、希望職場や親の職場の見学や体験活動を推進します。
キッズアカデミー事業	生涯教育課	子どもたちの自主性・社会性・協調性を養う場として、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実施します。

(2) 家庭や地域における養育機能の向上

少子化により近隣の子ども達の集団で、社会性や自主性を身につける機会が減少するとともに、子どもへの過干渉や過保護といった状況も見られます。

家庭は、子どもにとって心のよりどころであり、人格形成の基礎を培う教育の出発点でありながら、家庭における養育力が弱くなっている状況がみられます。

子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供する必要があります。

子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が多様化している中で、これからの教育は、保護者と学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に家庭、地域、学校の連携と協力のもとに進めていくことが必要になります。

[施策や事業の方向性]

○親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
ペアレントトレーニング事業	健康推進課	母子関係性の歪みに着目し、良好な母子関係を築くためのトレーニング事業を推進します。
親教育事業 (母親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識と母親同士の交流機会を作ります。
親教育事業 (両親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識と母親の交流機会とするとともに、父親も子育ての重要性を学ぶ機会とします。

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対策と遊びとスポーツ環境の充実

[現状と課題]

携帯電話やインターネットの普及と利用者の拡大により、子どもが気軽にウェブサイト上で過激な性や暴力の表現に接することができるようになっていきました。また、メールやLINE、ネット掲示板など本来であれば気軽なコミュニケーションツールがいじめや買春の元凶になるなど、子供を取り巻く有害な環境の整備は複雑化し、難しい対応が求められています。

一方、社会的な動向として、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少したことで、対面での人間関係をつくる力が弱くなってきている傾向があります。

地域の団体等と協力し遊びやスポーツ活動を通して子どもの健全育成および社会性を身につけるための機会の提供に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

○携帯電話やインターネットなどを通じた有害情報に子どもがアクセスできないようにするため、フィルタリングシステムの普及・啓発を実施していきます。

○親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を実施するとともにスポーツ少年団の育成支援を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子どもを取り巻く有害環境への取り組み	生涯教育課	子どもの携帯電話の使用方法やインターネットのフィルタリングなどの普及・啓発を推進します。
スポーツ少年団、NPOスポーツクラブが実施するスポーツイベントの支援	生涯教育課	スポーツ少年団が実施するスポーツイベント内容の充実を図ります。
子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	水泳教室（幼児）、ラジオ体操教室、スキー教室など生涯スポーツ事業の充実に努めます。
スポーツ少年団の育成支援	生涯教育課	スポーツ少年団活動への助成や支援に努めます。

4) 妊産婦や子どもにやさしい安全なまちづくりの推進

(1) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

[現状と課題]

子育てに対し不安や負担感を感じる保護者もあり、特に就学前の児童の保護者は「子どもをしかりすぎている」のではないかと不安を感じています。このような日常的な悩みや不安、保護者の孤立感を解消するために、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりが求められます。また、虐待から子どもを守るために、児童相談所や認定こども園、保育園など関係機関との連携はもとより近隣や地域とも協力し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めていく必要があります。

一方、障がいのある子どもへの対応としては、乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応および言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談や療育支援事業を今後も充実し早期療育に努めます。

[施策や事業の方向性]

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワーク化の構築などを推進します。
- 心身の障がい疑われる子どもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともにその家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策地域協議会の運営と機能の充実	子育て支援課	43団体より構成されている。
移動支援事業の充実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援事業を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支援事業	福祉課	発達障がい児支援事業の充実に努めます。
在宅サービスの充実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、経済的支援を充実します。

(2) 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりの推進

[現状と課題]

新山梨環状道路など幹線道路が整備され、車両交通の利便性が高まりました。一方で、通学路をはじめとする生活道路への車両の進入が増加するなど、交通安全と事故防止への対策をより一層充実する必要があります。また、転落事故などの防止のため、側溝などへの安全対策も求められます。狭い生活道路の整備や市民の安全性を重視した道路の改修には、長期的な視野での取り組みが必要になります。

また、良好な生活空間を確保するため、恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような都市公園や身近な緑地の整備、保全など妊産婦や子ども連れが安心して過ごせるまちづくりに努めなくてはなりません。

[施策や事業の方向性]

○子どもを安心して育てることができるよう、道路や公園、公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修	建設課	妊産婦や子供など、地域住民の安全性を図るため、老朽化した舗装・水路等の亀裂等を解消し、道路舗装のオーバーレイや水路の補修を実施します。
市道における歩道の整備検討	建設課	歩行者の安全性向上と障がい者や高齢者などにやさしいまちづくりを進めるため、歩道と道路の段差解消や障害物をなくす等の歩行空間の整備に努めます。
公園の遊具安全確保	管財課	計画的な公園遊具の整備を進めるとともに、安全性を確保するための定期的な点検・補修に努めます。

(3) 防犯や交通安全への対策の強化

[現状と課題]

道路交通環境の変化を踏まえ、子どもの安全を守るため、運転者の交通安全意識の向上に努めるとともに、危険性が指摘される道路等については、警察などの協力のもと、適正な交通規制の導入などを検討する必要があります。また、乳幼児の保護者に対しては、チャイルドシート使用の普及を図るとともに教育機関等と連携して、子どもに交通安全ルールの教育機会を充実するなど地域一丸となった交通安全社会づくりの推進に努めなくてはなりません。

また、防犯については、保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、安全安心なまちづくりを推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

○交通安全については、交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業、交番だよりによる防犯・交通安全の啓発を促進します。

○防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTA を中心としたパトロール、子ども110番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等でチャイルドシートの使用について普及啓発活動を推進します。
ベビーシート・チャイルドシート貸与事業の実施	危機管理課	実施要綱に基づき、乳児健診時や広報等で周知し、2歳以降の使用率の向上に努めます。
保育園や認定こども園、児童館、小・中学校等における防犯・防災体制の充実	危機管理課 (各施設)	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、青色防犯パトロールを実施します。

随時必要なところから通学路照明灯設置	総務課	自治会、学校等の要望、危険箇所点検等を踏まえて随時設置します。
防犯灯の整備	総務課	自治会要望、危険箇所点検等を踏まえて随時設置します。
就学前児童を対象に通学路の指導	危機管理課	通学路について、保育園、認定こども園、児童館での講習指導を実施します。
小学校における登下校の通学指導	危機管理課 (学校)	3名の交通指導員による朝夕の指導を行います。
小学3年生を対象にした自転車教室の実施	危機管理課 (学校)	南甲府署の協力により自転車教室を実施します。